

建設組合脱退申込書

建設組合理事長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

電話番号
(日中連絡先)

※自署の場合は押印省略可

私は、建設組合を脱退するにあたり、建設組合同約第8条の定めに基づき、下記必要事項を届け出るとともに、裏面記載の全ての項目について同意します。

脱退される理由（該当箇所にシを付けてください）

市町村国保へ加入するため

社会保険へ加入するため

死亡のため

後期高齢者医療制度移行のため

任意脱退のため

建設業を廃業する(辞める)ため

労働者(被雇用者)になるため

労働者を雇用するため

その他 ※下記に具体的な理由をご記入ください。

()

※建連国保加入者の脱退の場合は、建連国保の資格喪失日が、一人親方労災または労働保険加入者の脱退の場合は、一人親方労災または労働保険の資格喪失日が建設組合の脱退日となります。なお、両事業加入者の脱退の場合は、いずれかのうち、直近の資格喪失日が建設組合の脱退日となります。

※一人親方労災または労働保険とは、一人親方労災保険もしくは中小事業主等の労働保険(雇用保険・労災保険)のことをいいます。

建設組合記入欄

建設組合記入欄		受 付 印
備 考 特 記 事 項	記号番号 / 整理番号	
	脱 退 年 月 日: 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 自動脱退等により、本紙回収不可	
	その他	

組合控

本人控

同意事項

(□私は、建設組合を脱退するにあたり下記の全ての項目について確認し同意します。)

- 組合再加入にあたっては、再度、組合員資格を確認するための各種書類を提出すること。
- 組合費の返還については、建設組合納入規程第5条に基づき原則として脱退した日の属する月分及び翌月分以降の納付済み組合費が全額返還されること。
- 建連国保の保険資格喪失による脱退に際して生じる国民健康保険料等の返還を受ける権利については、国民健康保険法第110条の定めに基づき事由届出時から最長2年以内となること。
- 75歳の年齢到達に伴い後期高齢者医療制度移行により建連国保保険資格を喪失する場合は、原則として建設組合加入資格も併せて喪失すること。(一人親方労災保険に継続加入する場合を除く)
- 建連国保を脱退する場合は、脱退事由を問わず現に交付されている全ての被保険者証を組合まで返還すること。
- 建連国保脱退後に保険資格喪失後受診等が発覚した場合については、建連国保からの費用請求指示に従い、期日までに請求額を支払うこと。
- 建設組合脱退時に建設組合費の未納が生じる場合は、建設組合からの請求指示に従い、速やかに請求額を支払うこと。なお、再三の督促にも関わらず、支払いが確認できない場合は、建設組合が指定する専門機関へ委託する場合もあること。
- 建設組合の組合員資格を有していた期間の各種利用事業の届出情報並びに書類については、建設組合事務処理規程並びに個人情報保護規程、特定個人情報保護規程、及び関係法令に基づき、保存並びに管理されること。
- 建設組合の組合員資格喪失に伴い、建設組合が事業展開するソーシャルネットワーキングサービスである建設業界マッチングサイト「サガツク」での本会員としての資格が喪失となること。
- 建設組合の組合員資格を有していた期間の建設組合慶弔見舞金制度の受給資格権利は事由発生から2年以内となること。